

税金



大津市ホームページ
最新情報はこちらから!



市税

市が仕事を進めていくには、財源が必要です。この財源には、みなさまが市に納めていただく“市税”や国に納めた税金が各市町村に配分される“地方交付税”、学校や市営住宅など長く使われる施設の建設のために、後代の人にもその費用を負担してもらおうという“市債”（借金）、市の施設の使用料、寄付金などがあります。この中でも、市税がもっとも大きな市の財源の柱となっています。

《市民税》

市民税のかかる人

市民税には個人及び法人市民税があり、個人市民税は1月1日現在大津市に住んでいる方に、前年の所得に応じて課税し、納めていただくことになっています。納めていただく方法には、みなさまが直接納める普通徴収と、勤務先で給料から天引きされる特別徴収とがあります。また、年金収入のある方は、公的年金からの特別徴収があります。なお、法人市民税については、法人である企業の規模や利益に応じて負担していただくことになっています。

市民税の申告

個人市民税の申告書は、税金を計算するための資料となるばかりではなく、みなさまがいろいろな面で市の発行する証明を必要とする場合にも使われますので、必ず申告をお願いします。

ただし、所得税の確定申告をされた人や次に該当する人は申告の必要はありません。

- 前年中所得がなかった人で、扶養親族である人
- 前年中の所得が給与所得のみの人で、給与の支払者から市へ給与支払報告書が提出されている人(ただし、その報告書に記載された控除以外の控除を取る場合は申告が必要です。)

申告書の提出期間

2月16日から3月15日(土曜日・日曜日・祝日を除く。)



詳しくは 市民税課

☎528-2721
☎528-2722
FAX 524-4944

《固定資産税》

固定資産税のかかる人

固定資産税は、その年の1月1日現在において土地、家屋、償却資産を持っている方にかかります。税額は、土地、家屋及び償却資産の固定資産課税台帳に登録された課税標準額に1.4%の税率をかけて算出します。

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧制度

土地・家屋価格等縦覧帳簿は、毎年4月1日～第1期の納期限までの間、市役所本館1階縦覧窓口で見ることができます。対象は、市内に土地・家屋を所有する納税者の方です。

固定資産課税台帳の閲覧制度

固定資産課税台帳は、毎年4月1日から、資産税課及び各支所で見ることができます。対象は、納税義務者(毎年1月1日現在、市内に土地・家屋・償却資産を所有する人)、借地・借家人又は固定資産を処分する権利を有する人(1月2日以降に物件の所有者になられた人等)です。

※上記の土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間中に、納税義務者が当該年度の固定資産課税台帳を閲覧される場合に限り、手数料は無料です。(それ以外は有料)

《都市計画税》

都市計画税は、市街化区域内に土地、家屋を持っている方に固定資産税とともに課税されます。税額は、その年度の固定資産課税台帳に登録された課税標準額に0.3%の税率をかけて算出します(償却資産は適用外です。)



詳しくは 資産税課

☎528-2723
FAX 524-4944



《軽自動車税》

軽自動車税(種別割)のかかる人

毎年4月1日現在、主たる定置場が津市内にある原動機付自転車・軽二輪車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車(以下、軽自動車等)をお持ちの方に課税されます。

*所有権留保つき割賦販売の場合は、使用者を所有者とみなします。

届出場所

種類	窓口(津市が定置場の場合)	所在地	電話
原動機付自転車・小型特殊自動車	市役所税の窓口又は各支所		☎528-2707
軽自動車(二輪のものを除く。)	軽自動車検査協会滋賀事務所	守山市木浜町2298-3	☎050-3816-1843
二輪の軽自動車・二輪の小型自動車	近畿運輸局滋賀運輸支局	守山市木浜町2298-5	☎050-5540-2064

原動機付自転車及び小型特殊自動車の申告に必要なもの

*届出人の本人確認書類(運転免許証など)、認印の押印が必要です。忘れずにお持ちください。代理人の場合は、委任状が必要です。

申告事由		届出期間	提出資料
新規登録	販売業者から購入	15日以内に届けてください。	●販売証明書
	転入による登録		●廃車証明書
			●旧市区町村の標識(ナンバープレート) ●標識交付証明書(注1)
市外の人からの譲渡	●廃車証明書 ●譲渡証明書(前所有者の押印が必要)		
廃車	標識有	30日以内に届けてください。	●標識 ●標識交付証明書(注1)
	標識無		●弁償金(300円)(注2) ●標識交付証明書(注1)
名義変更	市内の人からの譲渡	●譲渡証明書(前所有者の押印が必要) ●標識交付証明書(注1)	
番号変更	標識のき損・盗難	未廃車	●標識(き損の場合) ●標識交付証明書(注1)
			●弁償金(300円)(標識の返納がない場合に必要)(注2)

注1 標識交付証明書は、ない場合でも申告できます。

注2 盗難に遭った場合は、警察署に盗難届出を提出してください。盗難届出受理番号・届出年月日などを廃車・番号変更の届出時に申出されたもののうち、警察署等に確認できるものについては、弁償金を免除しています。

軽自動車税(種別割)の減免について

次のいずれかに当てはまる場合に、申請により対象となります。

- (1) 公益のために直接専用する車両
- (2) 生活保護を受けている人(1台に限ります。)
- (3) 障害があり歩行が困難な人のために使用する車両(障害者1人につき1台(普通車含む)に限ります。)
- (4) 車検証の車体の形状の欄に「車いす移動車」又は「特殊入浴車」と記載されている車両

対象要件に当てはまる場合でも、障害の程度など一定の要件を満たさない場合は、減免できません。

軽自動車等の申告

廃棄、譲渡等で所有されなくなったときや、住所変更等をしたときは、すみやかに次のところで申告をしてください。

4月1日までに名義変更や廃車の届出をされない場合は、引き続き課税されます。

¥

税金

詳しくは、「障害福祉のしおり」(障害福祉課発行)を確認してください。

申請に必要なもの

車検証又は標識交付証明書、マイナンバーカード又はマイナンバー通知書、所有者及び使用者の印鑑

身体障害者等減免には、身体障害者等の手帳、運転免許証が必要です。

公益減免には、定款、事業報告書などが必要です。

詳しくは、事前にお問い合わせください。

詳しくは 市民税課

☎528-2707
FAX 524-4944



大津市税納期限一覧表

税目	期別	納期限
都市計画税 固定資産税	第1期	毎年 5月31日
	第2期	// 7月31日
	第3期	// 12月15日
	第4期	翌年 2月28日 (うるう年は29日)
軽自税	全期	毎年 5月31日
市・県民税	第1期	// 6月30日
	第2期	// 8月31日
	第3期	// 10月31日
	第4期	翌年 1月31日

※上記納期限が金融機関休日の場合、翌営業日になります。

便利な口座振替

市県民税(普通徴収)、固定資産税(土地・家屋・償却資産)・都市計画税、軽自動車税については便利な口座振替が利用できます。ただし、納期の過ぎた市税は取り扱いできません。

¥

税金

市税を納められるところ

滋賀銀行 **京都中央信用金庫** **関西みらい銀行**
滋賀中央信用金庫 **みずほ銀行**
近畿産業信用組合 **京都信用金庫** **京滋信用組合**
三菱UFJ銀行 **滋賀県民信用組合** **福井銀行**
滋賀県信用組合 **京都銀行** **近畿労働金庫**
三井住友信託銀行 **レーク大津農業協同組合**

以上の各金融機関の本店及び各支店

近畿2府4県内のゆうちょ銀行・郵便局

ローソン、セブン-イレブン、ファミリーマート、コミュニティ・ストア、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、ニューヤマザキデイリーストア、ポプラグループ、MMK設置店
以上のコンビニエンスストアの国内店舗、収納課又は各支所でも納められます。

※合併等により金融機関等の名称が変わることがあります。

キャッシュレス対応

「LINE Pay請求書支払い」は納付書のバーコードを読み取って利用できます。

令和2年5月からインターネットを利用したクレジットカードでの納付もできます。

対象税目は市県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)。

詳しくは 収納課

☎ 528-2728
FAX 523-1409

市税についての証明

種類	使用用途例	手数料	窓口
所得証明書※ (課税/非課税証明書)	扶養の認定、就学援助費(就学支援金)の受給、融資、各種手当の受給等	1通300円	市役所税の窓口又は各支所
納税証明書	融資等	1通300円	
固定資産課税台帳	評価証明書	登記、相続等	同一名義の土地又は建物それぞれ200円
	公課証明書	税額の確認等	
軽自動車税(種別割)納税証明書(納税検査用)	車検	無料	
営業証明書	法人の自動車登録(車庫証明)	1通500円	(注)市役所税の窓口のみ
住宅用家屋証明書	登録免許税の軽減	1通1,300円	

- 請求される人は印鑑と運転免許証や健康保険証など本人確認ができるものを持参してください。
- 税金の各種証明書は、個人の秘密にかかわるものです。原則として本人が請求してください。本人以外が請求される場合は、委任状が必要です。
- ※マイナンバーカード所有の方は、所得証明書(課税/非課税証明書)のみ、コンビニ等で最新年度のみ取得が可能です。(マイナンバーカード所有であっても賦課期日(1月1日)現在大津市に在住でなかった方や転出者(転出予定者も含む)は証明書が発行できません。)

交付店舗

多機能端末(マルチコピー機)が設置されている全国の次のコンビニエンスストア等

- セブンイレブン ● ローソン(ローソン100を除く)
- ファミリーマート ● ミニストップ ● イオン ● 平和堂
- 大津瀬田郵便局(大津市一里山3-34-14)

交付時間

6:30から23:00まで(年末年始及びメンテナンス時を除きます)
各店舗の営業時間により異なる場合がございます。

証明手数料

1通200円となります。(市役所・支所での窓口交付より100円お安くなります。)

- マイナンバーカードの交付に関しては、戸籍住民課にお問い合わせください。(☎ 528-2731)

詳しくは 市民税課

☎ 528-2707
FAX 524-4944

